医療法施行規則第1条の14第7項第1号及び2号の規定に該当する診療所の基準 新旧対照表

改正後	現行
1. 目的 (略)	1. 目的 (略)
2. 療養病床又は一般病床を設けることができる基準 (1) 規則第1条の14第7項第1号関係 (略) (2) 規則第1条の14第7項第2号関係 へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所とは、(1) 以外の診療所であって次のいずれかに該当すること。 ただし、本府においては、へき地の医療及び救急医療に該当する診療所はないものとして取り扱うものとする。 (ア) 小児慢性特定疾患(平成17年2月10日付け厚生労働省告示第23号)の治療のための病床を必要とする診療所。 (イ) 分娩を取扱うための病床を必要とする診療所。 (ウ) 医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費(平成18年9月29日付け厚生労働省告示第523号)を算定する短期入所を行うための病床(ただし、当該サービス利用中の体調悪化等の理由により一時的に入院に切り替える場合を含む。)を必要とする診療所。	2. 療養病床又は一般病床を設けることができる基準 (1) 規則第1条の14第7項第1号関係 (略) (2) 規則第1条の14第7項第2号関係 へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において 良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所とは、(1)以外の 診療所であって次のいずれかに該当すること。 ただし、本府においては、へき地の医療及び救急医療に該当する診療所 はないものとして取り扱うものとする。 (ア) 小児慢性特定疾患(平成17年2月10日付け厚生労働省告示第23号)の治療のための病床を必要とする診療所。 (イ)分娩を取扱うための病床を必要とする診療所。
(3)上記以外の要件 (略)	(3)上記以外の要件 (略)
3. 療養病床又は一般病床を設けることができない場合 (略)	3. 療養病床又は一般病床を設けることができない場合 (略)
4. その他 (略)	4. その他 (略)